

仕 様 書

1 業務名

山口処理場およびクリーンセンター計量器整備業務

2 業務場所

- (1) 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山口処理場
札幌市手稲区手稲山口 364 番地（第 3 山口地区）
- (2) 札幌市環境局クリーンセンター
札幌市手稲区手稲山口 318 番地

3 対象設備

- (1) 山口処理場
ロードセル式はかり（鎌長製衡㈱製） 2 台
K C C - 2 1 - 2 4 T 及び K D C - 2 5 T
ひょう量 40 t
目 量 10 k g
- (2) クリーンセンター
電気抵抗線式はかり（㈱クボタ製） 1 台
M L C - 3 F - 3 0 T - 3 0 8 0 （ 4 P ）
ひょう量 30 t
目 量 10 k g

4 履行期限

契約日から令和 6 年 10 月 25 日（金）まで

5 業務内容

2 年間の連続使用に耐えるための点検整備を行い、計量法（第 19 条：定期検査）に基づく許容基準整備をすることにより計量士による代検査に合格する。

また、山口処理場 A 計量器の走行面を全面更新し、北海道計量検査所の検定に合格する。

6 整備内容

- (1) 積載台分解整備 3 台（オは山口処理場 A 計量器のみ）
 - ア 積載台分解・点検
 - イ ロードセル及び取付け金具の点検・給油
 - ウ 組立て後における積載台の水平点検
 - エ 制御部及び電気関係点検
 - ・制御部の点検（表示及び動作確認）・基盤の清掃
 - ・配線の点検及び絶縁抵抗測定
 - ・ロードセルの入力、出力抵抗測定
 - オ 山口処理場 A 計量器走行面更新
 - ・走行面の更新

- ・更新後、北海道計量検査所による検定に合格すること
- (2) ピット内清掃・点検 3台
 - ア ピット内清掃及び点検
 - イ 各種ボルトの締め付け及び溶接剥がれ箇所の溶接
- (3) 錆落とし及び錆止め塗装 3台
 - 素地ごしらえ 鉄部
 - 錆止め塗装A種 現場1回（屋外）
 - ア 積載台（裏面）及び主桁・横桁
 - イ ロードセル上下受け金具
- (4) デジタル指示計（重量表示器）及び計量器制御盤点検 3台
 - ア 指示計（重量表示器）の点検及び入出力測定
 - イ 計量器制御盤の動作確認
- (5) 総合調整及び定期検査 3台
 - ア 組立て後、基準分銅による荷重試験
 - イ 計量士による代検査受検に合格すること
- (6) 提出書類
 - ア 業務着手届
 - イ 定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書
 - ウ 工事写真
 - エ トラックスケール定期点検表
 - オ 分銅調整済証明書
 - カ 検査成績書
 - キ 検定を受検した機器について合格が確認できる書類

7 補償・事故対応

(1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害（完了後に発覚した本作業に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本作業に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

8 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

9 環境負荷の低減

- (1) 履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。
- (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
- (4) 使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

10 その他

- (1) 業務期間中、「作業中」の看板を表示し安全に十分注意すること。
- (2) 業務の実施は、原則ごみ搬入のない土日の作業とする。

- (3) 業務期間中は、原則業務責任者を常駐させ発注者と連絡を取り合い作業すること。
- (4) 計量器の定期検査は、発注者と協議し決定する。
- (5) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に記載なき事項については、発注者とその都度協議し決定する。

11 問合せ先

住 所 札幌市東区東苗穂 2 条 2 丁目 2 - 1
担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所
電 話 0 1 1 - 7 8 3 - 5 3 1 4
F A X 0 1 1 - 7 8 3 - 5 3 1 3